



# 秋田県公報

## 目次

ページ

条例 三・人事課).....3

県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例(五

この号で公布された  
条例のあらまし

1 県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例(昭和二十二年秋田県条例第一〇号)の一部改正(第一条第一号による改正)

県議会議員の報酬月額を次のとおり減額する特例措置の適用期限を平成一八年六月三〇日まで延長することとした。

職名	減額前の報酬月額	減額後の報酬月額	減額率
議長	九一〇、〇〇〇円	八六四、五〇〇円	一〇〇分の五
副議長	八一〇、〇〇〇円	七八五、七〇〇円	一〇〇分の三
議員	七八〇、〇〇〇円	七七一、二〇〇円	一〇〇分の一

2 教育長の給与及び旅費等に関する条例(昭和五八年秋田県条例第一七号)の一部改正(第一条第二号による改正)

教育長の給料月額を次のとおり減額する特例措置の適用期限を平成一八年六月三〇日まで延長することとした。

職名	減額前の給料月額	減額後の給料月額	減額率
教育長	八〇〇、〇〇〇円	七九二、〇〇〇円	一〇〇分の九

3 知事等の給与および旅費に関する条例(昭和二十二年秋田県条例第三三三号)の一部改正(第二条による改正)

知事等の給料月額を次のとおり減額する特例措置の適用期限を平成一八年六月三〇日まで延長することとした。

職名	減額前の給料月額	減額後の給料月額	減額率
知事	一、〇〇〇、〇〇〇円	九八〇、〇〇〇円	一〇〇分の九八

\*\*\*\*\*

4 この条例は、平成一七年七月一日から施行することとした。

公営企業管理者	出納長	副知事	知事
八〇〇、〇〇〇円	八二〇、〇〇〇円	九七〇、〇〇〇円	一、二七〇、〇〇〇円
七九二、〇〇〇円	八一一、八〇〇円	九四〇、九〇〇円	一、二〇六、五〇〇円
一〇〇分の一	一〇〇分の一	一〇〇分の三	一〇〇分の五

-----

\*\*\*\*\*

## 条 例

県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年六月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県条例第五十三号

県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例及び教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「平成十七年六月三十日」を「平成十八年六月三十日」に改める。

一 県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例(昭和二十二年秋田県条例第十号) 附則第三項

二 教育長の給与及び旅費等に関する条例(昭和五十八年秋田県条例第十七号) 附則第二項

(知事等の給与および旅費に関する条例の一部改正)

第二条 知事等の給与および旅費に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成十七年六月三十日」を「平成十八年六月三十日」に改める。

附則第五項を削る。

## 附 則

この条例は、平成十七年七月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubarara@matsubarainsatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄